平成２３年（フ）第３４０号
愛知県豊橋市南栄町字空池100番地　５―105
債務者　尾崎　充人
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６９９号
栃木県矢板市荒井614番地132号　コトーつくし野202号室、住民票上の住所茨城県水戸市根本４丁目1493番地の２
債務者　鈴木紫都緒
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６６号
栃木県宇都宮市双葉３丁目９番８号　ニュー双葉コーポ201号室、前住所栃木県宇都宮市西川田本町３丁目10番10号　ニューハイツ西山Ｂ棟203号室
債務者　鈴木　朋子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７３号
栃木県宇都宮市田野町258番地
債務者　杉浦　誠一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７１号
栃木県さくら市草川64番地７　雇用促進住宅１―107号室
債務者　坂本　清仁
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０５３号
横浜市南区浦舟町１丁目16番地３　クリオ阪東橋壱番館502号
債務者　西村比三夫
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８４５号
大阪市東淀川区西淡路４丁目11番26号
債務者　中川　浩美（旧姓亀徳）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２号
福島県相馬市塚ノ町１丁目11番地の５グラン・アヴェニール102号、開始決定時の住所福島県相馬市坪田字高松56番地の１
破産者　片山　貞子（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第３６４号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目18番11―406号
破産者　大谷　欣司
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７２４号
大阪府吹田市江坂町１丁目20番32―302号
破産者　吉田　敬之
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１７３号
大阪市住之江区御崎５丁目７番１―504号、前住所大阪府高槻市別所本町17番１―401号
破産者　上舞　満康
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０９号
大阪府東大阪市吉田７丁目８番43号　シャトー西村212号
破産者　白川　治雄
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７３号
大阪市東住吉区桑津４丁目13番19号
破産者　吉野　晃弘
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６４号
大阪市住之江区中加賀屋４丁目３番20号
破産者　長井金物店こと　長井　良髙
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０９号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野３丁目13番地10
破産者　松岡市郎右衛門
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３６９２号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ15棟111号、開始決定時の住所横浜市戸塚区深谷町55番地47
破産者　山下　純子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部